## 民間教育・保育施設環境整備推進事業について

## 1. 経緯

国において、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、令和5年度には、「こども基本法」の施行や「こども家庭庁」が発足し、こども政策を総合的に推進している。

恵庭市においては、女性の就業率上昇に伴う保育ニーズの高まりや、多様な保育サービスに対応すべく、 平成 16 年度以降、公立園の民営化を進め、さらに、子ども・子育て支援新制度開始後は、私立保育園や幼 稚園から認定こども園への移行や地域型保育事業所の開設により、恵庭市全体の保育環境の維持・向上に 取り組んでいる。

令和7年3月1日現在、公立保育園は1園、私立保育園・認定こども園は19園(保育園1園、認定こども園14園、地域型保育事業所4園)であり、今後も社会情勢の変化に応じた持続可能な保育サービスの提供にあたっては、公立園だけではなく、市内の民間教育・保育施設の保育環境を整備し、事業を推進することが不可欠となっている。

市内の教育・保育施設の状況としては、0・1歳児クラスにおいて慢性的に潜在的待機児童が発生しているほか、国が新たに創設した3歳未満児を対象とした乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が令和8年度から本格実施となることから、3歳未満児の受入れ可能な施設の整備が急務となっている。また、多様化する保育ニーズへの対応として、病児・病後児保育、障がい等により支援が必要な子どもの受入れを推進するため、施設改修等による環境整備を進める必要がある。

## 2. 事業概要(案)

事業目的	3歳未満児の待機児童・潜在的待機児童の解消や、国が新たに創設した乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)への対応、及び病児・病後児保育など多様化する保育ニーズへの対応を 目的とした施設整備について、市内民間教育・保育施設に対して、施設整備の一部を補助する。
実施計画	施設整備補助を希望する事業者への意向確認調査及び提案募集ののち、第3期えにわっこ☆すこやかプランとの方向性との整合性をもとに、優先順位を決定し、実施計画を策定する。計画期間は、第3期えにわっこ☆すこやかプランとの整合性を踏まえ、令和 11 年度末までとする。
補助対象	市内民間教育・保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所)を運営する法人
補助財源	整備事業別に応じ、主に下記の国庫補助を活用し事業を実施 ・就学前教育・保育施設整備交付金(こども家庭庁) ・保育対策総合支援事業補助金(保育所等改修等支援事業)(こども家庭庁) ・子ども・子育て支援施設整備交付金(こども家庭庁)
補助基準	活用する国庫補助事業に準じた基準額のとおりとする
その他	・実施計画の優先順位に基づき、本市の予算の範囲内で実施することとする。 ・実施計画の策定及び対象整備事業の掲載は、国庫補助申請の要件とされているが、交付については、別途審査の上、採択される。

## 3. スケジュール (案)

R6			R7											Do
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8
民間教 保育施 対応 確認調 実施	設に 人意向	●R8事業の ) 	の提案募集 R8補助 の選考	1	●R9	~R11事第 R9~I 補助個 選考		集開始					の作成 / 関施計画	補助事業の実施